北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 委員会要綱

(委員会の設置)

- 第1条 北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構(以下「道推進機構」という。) は、北海道福祉サービス第三者評価事業推進組織設置要領第8に基づき、次の委員会 を設置する。
 - (1) 第三者評価機関認証委員会(以下「認証委員会」という。)
 - (2) 第三者評価基準等委員会(以下「基準等委員会」という。)

(認証委員会の職務)

- 第2条 認証委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 福祉サービス第三者評価機関の認証に関すること。
 - (2) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
 - (3) 第三者評価事業の推進に関すること。
 - (4) その他、道推進機構の目的達成に必要なこと。

(基準等委員会の職務)

- 第3条 基準等委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 福祉サービス第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。
 - (2) 第三者評価結果の取扱いに関すること。
 - (3) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。
 - (4) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。
 - (5) その他、道推進機構の目的達成に必要なこと。

(作業部会)

第4条 各委員会の職務の具体的な事項の達成のために、必要に応じて各委員会の下に 委員会委員及び実務者で構成する作業部会を置くことができる。

(委員)

- 第5条 各委員会の委員は、次の各号の定める者から、道推進機構の長が委嘱する。
 - (1) 社会福祉に関し学識経験を有する者
 - (2) 福祉サービス利用者を代表する者
 - (3) 福祉サービス提供者を代表する者
 - (4) その他社会福祉に関する専門的な知識と理解を有している者等

(任期)

- 第6条 各委員会の委員の任期は次の各号の定めるところによる。
 - (1)任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (2) 委員は再任されることができる。

(委員の解任)

第7条 道推進機構の長は、各委員会の委員が心身の故障のため職務が遂行できないと 認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認 めるときは、各委員会に対する報告を経て、これを解任することができる。

(委員長等)

- 第8条 各委員会の委員長等については次の各号の定めるところによる。
 - (1)委員長1名を置き、委員長は委員の互選によって選出する。
 - (2) 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
 - (3) 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

- 第9条 各委員会の会議等については次の各号の定めるところによる。
 - (1) 各委員会は、委員長が召集する。
 - (2) 各委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
 - (3) 各委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員の守秘義務)

第10条 各委員会の委員又は委員の職務にあった者等は、その職務に関して知り得た 秘密を漏らしてはならない。

(業務の報告)

第11条 各委員会は、定期的に委員会の業務の状況及びその成果について、道推進機 構に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ道推進機構において定めるものとする。

附 則

- この要綱は、平成17年8月1日から施行する。
- この要綱は、平成17年11月28日から施行する。
- この要綱は、平成19年10月17日から施行する。